

## 不正転売防止措置を議論

# 省令改正へ合同会合再開 ガイドラインの中身は？

食リ制度

食品廃棄物の不正転売事業を受けて、再発防止に向けた食品関連事業者の判断基準省令改正とガイドラインの策定を検討するため、食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会と、中央環境審議会食品リサイクル専門委員会の第14回合同会合が6日、農水省内の会議室で開催された。事務局からは、省令改正とガイドラインに盛り込む事項の骨子案が示された。

**食リ制度**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断基準省令では、判断の基準となるべき事項として、再生利用等の委託先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握することを食品関連事業者に求めるとともに、現行の省令でも、食品廃棄物等の不適正な転売防止に資するところと考えられる要素がすでに一定程度盛り込まれている。

このことを踏まえ、事務局からは、判断基準の改定について、食



卷之三

するとしてい  
る。

のか。信頼できる再生利用事業者を国が認定

中華書局影印

平成28年7月18日  
週間循環経済新聞

## 食品廃棄物等の不適正な転売等防止のための措置に関する食品関連事業者のためのガイドラインに盛り込むべき主な項目(案)

## 2. 具体的な取組の例

◎ 執理委託契約時

- ・廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の収集運搬・再生利用を行うための十分なキャバシティを有することの確認
  - ・収集運搬の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認
  - ・食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認等（特定肥飼料等の製造状況の定期的な確認は、現行の判断基準省令においても規定）
  - ・処理方法、処理量、包装の有無等に応じて適切な処理料金を請求していることの確認
  - ・再生利用の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認 等

○引還時

  - ・包装の除去（包装と食品の分別、食品循環資源と容器包装、食器、襦袢その他の異物等との適切な分別は、現行の判断基準省令においても規定）
  - ・一見して商品とならないような措置（容器のふたを取る、賞味期限が切れていることが表示されているかたちで排出等）
  - ・破碎又は混合（ただし再生利用を阻害しない範囲に限る）
  - ・廃棄物である旨、あるいは一見して食用に適さない旨の印の付与
  - ・マニフェスト（マニフェストがない場合にあっては、自社用の伝票など）やビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPS等による業務管理 等

○処理終了時

  - ・引き渡した食品廃棄物等が委託契約どおりに処理されていることの定期的な確認（目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出等）
  - ・特定肥飼料等の取引先への確認 等

○その他

  - ・不適正な転売等を防止するためのフランチャイズ本部による加盟店への指導
  - ・不適正な転売等を防止するための従業員に対する教育訓練
  - ・不適正な転売等を防止するための再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備
  - ・再生利用事業者との定期的なコミュニケーションの実施、信頼関係の醸成
  - ・食品リサイクルループの促進

リンク結果を踏まえた形で省令に追加する規定の骨子案が示された。案では、▽食品循環資源の再生利用等の実施にあたって、転売などの不適正処理がなされないよう適切な措置

れるよう確認する措置を講ずる旨を追記。  
特定肥飼料等の製造時にも、▽食用と誤認されないような適切な措置や、契約通り再生利用されるよう確認する措置を講じる旨、▽特定肥飼料等の製造を委託するに当たって、製造を行う者の再生利用率の実態や、周辺地域で公示された再生利用率の料金などを踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨——を追記

どの各段階における員体的な取り組みの例を示した（別表）。

処理業者との  
信頼関係を

かりつつあり、適正な料金への理解不足を助長している。排出事業者がリサイクル施設の現地確認を自ら行い、処理料金についてもリサイクル業者と直接「ミニニケーション」をつけて、信頼関係を構築するよう誘導することが必要」と訴えた。

から「食り施設は構造基準が定められておらず、設備費に大きな差がある。そこを明確にしなければ料金だけが一人歩きをして、誤解を招く恐れがある」との指摘があった。

月8日(木)に開催する予定で、答申案を取りまとめて、今秋にも中環審循環型社会部会・農食審食料産業部会の了承を得た後、パブリックコメントを経て、年内をめどに判断基準省令改めとガイドラインの公表を行う。